3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道58号（以下「本路線」という。）は、鹿児島市を起点とし、奄美市、名護市、浦添市等を経由して那覇市に至る延長約866㎞の主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、浦添市の市街地を通過し、沿線には商業施設等が連たんしていることから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、浦添市仲西１丁目地内で73,570台／日であり、混雑度は2.73となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年７月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、オオナキオカヤドカリ及びムラサキオカヤドカリ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ等が確認されている。オカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、オオナキオカヤドカリ及びムラサキオカヤドカリについては、起業者は、モニタリング調査を実施し、必要に応じて専門家の指導助言を受け、適切な保全措置を講じることとしている。ハヤブサについては、営巣は確認されておらず、計画路線の周辺には同様の生息環境が広く分布していることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、オキナワマツバボタン等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、起業者は、沖縄県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成17年９月13日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本件事業については、６車線又は４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、道路構造等の技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、浦添市長を会長とする沖縄県中部市町村会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　沖縄県浦添市役所

○関東地方整備局告示第三百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月十六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	八市川市平田三丁目二三六八番二から同市平田三丁目二三地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月十六日

○関東地方整備局告示第三百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月十六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	八市川市二三〇一番二から同市大和田七四丁目二三一番二地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月十六日

○中部地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月十六日

中部地方整備局長　梅山　和成

(三)(二)(一)　道路の区域　道路の種類　路線名　一般国道四十二号

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

区間	後変別前	敷地の幅員	延長	備考
渡名喜村字渡名喜島渡名喜港一番二九地先	後	一二・〇メートル	四四・二キロメートル	一　一　一